

規 則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十五号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成十八年埼玉県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同条第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

第四条第一項中「次条第二号」の下に「及び附則第四項」を加え、同条第三項中「次条第一号において」を「以下」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の六項を加える。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表第一号ロ及び第三条本文の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、条例別表第三号及び第五条第二号の規定にかかわらず、条例別表第一号ロ及び第三条の規定により認定こども園に置くこととされる職員（学級担任を除く。）のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

3 条例別表第三号イ及び第五条第二号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

4 条例別表第三号ロの規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者（教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者及び学級担任を除く。附則第七項において同じ。）については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。こ

の場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を超える場合における条例別表第三号及び第五条第二号の規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者（学級担任を除く。附則第七項において同じ。）については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 条例別表第三号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、条例別表第一号口及び第三条の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	条例別表第三号イ及び第五条第二号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	条例別表第三号ロの規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	普通免許状を有する者
附則第五項	条例別表第三号及び第五条第二号の規定により置くこととされる幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

附則第六項	条例別表第三号イの規定により置くこととされる保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則

1 この規則中第四条及び附則の改正規定は公布の日から、第三条の改正規定及び次項の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三条の規定は、令和六年四月一日以後においても、なおその効力を有する。